

平成17年度

外部評価結果報告書

平成17年9月

会津若松市外部評価委員会

目 次

1	はじめに	1
2	評価対象について	2
3	評価区分及び考え方について	3
4	外部評価結果について	4
5	おわりに	13

参考資料

1	外部評価委員会委員名簿	14
2	会議経過	14
3	会津若松市外部評価委員会開催要綱	15

1 はじめに

行政評価については、近年、その必要性、重要性が大きくクローズアップされ、数多くの自治体で取り組みが開始されている。

会津若松市では、平成13年度から行政評価に取り組み、政策・施策の目的を明確にしたうえで、その目的にそって行う行政の活動量と、結果として得られる成果を計測し、有効性、公共性・公平性、効率性、必要性の観点から、施策・事務事業の評価を実施してきた。

外部評価は、これら行政内部における評価のみではなく、いわゆる第三者の視点から客観的に施策等に対する評価を行い、市の最終評価の参考に資するためのものである。

現在、本市に限らず他の自治体でも様々な方法により、外部評価に取り組みは始めている。しかしながら、行政評価システムそのものが確立されたものではないことと同様、外部評価についてもそれぞれの自治体でそれぞれの状況に応じながら取り組んでいるのが現状である。

今回、本市において初めて外部評価に取り組んだわけであるが、外部評価制度全般に対する意見にもあるとおり、本制度に限らず、市民参加の手法を様々な形で採り入れた行政運営を推進することによって、財政状況が極めて厳しい中にあっても、市民の理解や満足度の向上が図られると考えるところである。

今回の外部評価対象施策等については、市の取り組んでいる施策・事務事業のほんの一部分にすぎないが、行政においては常に市民の目線、立場を考慮しながら、市政運営の向上に尽力されるよう念願するものである。

会津若松市外部評価委員会	委員長	佐々木	篤信
	副委員長	高橋	真美
	委員	栗城	公三
	委員	小池	達哉
	委員	鈴木	理恵

2 評価対象について

長期総合計画の6つのまちづくりビジョン・4つのまちづくり重点戦略の中から、各部マネジメントにより時代の要請や市民意見を把握すべく示された、次の施策及び新規事業に対して外部評価を実施した。

評価対象は基本的に施策であるが、その施策を構成する事務事業について、委員会としての意見がある場合は、その意見を報告としてまとめたところである。

部局	外部評価対象施策等	施策を構成する事務事業	備考
企画政策部	4-4-3-1 鉄道路線の利用促進	・会津線鉄道施設近代化事業補助金	
		・会津総合開発協議会特別負担金会津・野岩線	
		・会津・野岩鉄道利用促進協議会負担金	
		・西若松駅整備事業	
総務部	4-5-2-1 情報格差の解消	・地域情報化推進事業（公共端末の運用）	
		・地域情報化推進事業（シニアパソコン講習会）	
市民部	1-3-3-2 コミュニティ活動施設の整備	・鶴城地区コミュニティセンター建設事業	
		・城南地区コミュニティセンター建設事業	
		・集会所整備補助事業	
		・コミュニティセンター運営事業	
		・北会津地域振興事業補助金	
健康福祉部	2-2-2-4 地域における活動の促進	・児童健全育成事業（こどもクラブ市直営分）	
		・児童健全育成事業（こどもクラブ民間委託分）	
		・児童館運営事業	
		・幼児クラブ支援事業	
産業振興部	3-1-1-1 誘客宣伝活動の推進	・観光振興事業	
		・フィルムコミッション事業	
		・観光物産協会負担金	
建設部	4-3-4-2 人と環境にやさしい道づくり	・人にやさしいみちづくり歩道整備事業	
教育委員会	5-4-3-2 身近なスポーツ施設の有効活用	・市民ふれあいスポーツ広場整備事業	
		・学校体育施設開放事業	
		・小松原多目的運動場管理運営事業	
産業振興部	会津若松市地域経済活性化奨励金支給事業（新規事業）		

3 評価区分及び考え方について

評価の区分については、平成17年度行政評価実施要領の評価区分に基づき実施した。

その考え方については、次のとおりである。

(1) 施策評価

評価	考え方
拡充	施策として政策実現への貢献度が認められる場合において、成果指標の推移や施策を取り巻く環境から、今後も拡充すべきと判断される場合
維持	施策として政策実現への貢献度が認められる場合において、成果指標の推移や施策を取り巻く環境が安定しており、今後も現状を維持すべきと判断される場合
縮小	施策を取り巻く環境の変化などから施策の必要性や成果指標が下降しており、政策への貢献度が低く、今後縮小すべきと判断される場合

(2) 新規事務事業評価

評価	考え方
A	市の事務事業として重点的に実施すべき事務事業
B	事務事業の精度を高め、新年度に実施すべき事務事業
C	必要性は認められるが、事務事業の手法等に問題があるため、その問題を解決したのちに実施を検討すべき事務事業
D	必要性は認められるが、事務事業を実施すべき緊急性が認められない事務事業（緊急度が高まった段階で検討すべき事務事業）
E	行政が関与する必要性が認められない事務事業、実施すべき必要性・緊急性が認められない事務事業

4 外部評価結果について

今年度の外部評価結果については次のとおりであるが、その内容については最終評価の参考として活用されたい。

また、各施策における事務事業のあり方、方向性についても附帯意見として各委員より指摘があったので、今後の市政運営の参考とされることを併せて希望するものである。

<p>施策名</p>	<p>鉄道路線の利用促進</p>	<p>所管部課</p>	<p>企画政策部企画調整課</p>
<p>施策内容</p>	<p>極めて厳しい経営状況に陥った第3セクター鉄道を活性化させるために、県・地元自治体・商工・観光団体等が一体となって支援することにより、鉄道の利用促進を図る。</p>		
<p>評価結果</p>	<p style="text-align: center;">維 持</p>		
<p>評価内容</p>	<p>第3セクターである会津鉄道・野岩鉄道は、開業以来赤字が続き、県や地元自治体の支援がなければ存続が危ぶまれる状況にあり、構造的な課題を抱えている。</p> <p>また、少子高齢化などの影響で、沿線人口の減少が続いており、鉄道経営を圧迫する要因ともなっている。</p> <p>一方で、高齢者や通学者などの交通弱者にとって必要不可欠な公共交通機関という重大な使命を有しているとともに、首都圏と会津を連結し観光誘客を図る手段ともなっている。</p> <p>これらの状況を踏まえ、鉄道経営改善のための具体策を検討する必要がある。第3セクター設立時の趣旨や公共交通機関としての位置付けを鑑み、施策としては「維持」と評価する。</p>		
<p>主な意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第3セクター鉄道として行政の支援により経営改善を目指し取り組んでいる。その成果があらわれ、企業経営の観点から将来展望がもてるような抜本的な方策の検討が必要である。 ○ 公共交通機関として、地域の大きな役割を担っており、鉄道のより一層の利用促進を図るための方策の検討が必要である。 ○ 本鉄道は、一企業としてみれば赤字会社であり、抜本的な再生を迫られていると言えるが、一方では公共性・公益性の高い鉄道であり、2つの側面をもっている。赤字解消のための一層の重点投資も考えられるが、現実的な対応として施策は維持とし、民間からの有能な経営者を招聘するなどの方法も検討すべきである。 ○ 鉄道路線の利用促進のためには、沿線住民の利用もさることながら、会津地域全体の自然・文化・歴史・産業等の資源開発や、地域活性化の観点から観光誘客などに力を入れるべきであり、そのための取り組みに重点をおくべきである。 ○ 西若松駅整備事業に関連して、当駅から市内観光アクセスの充実を図る必要がある。 		

施策名	情報格差の解消	所管部課	総務部情報政策課
施策内容	高度情報社会の進展に伴い、市民の情報活用能力や利用環境において格差が生じており、市民生活の利便性の向上のため、その格差の解消を図る。		
評価結果	維 持		
評価内容	<p>市民に対するパソコン講習会の開催については、民間で充実してきている中、行政が関与する必要性があるか検討が必要である。</p> <p>公共施設における端末の設置については、設置場所や利用状況などを確認しながら対応する必要がある。</p> <p>そういった中においても、情報格差の問題については、国の政策課題となっており、地域の情報格差を解消するためにも、高度情報通信技術の利用機会と活用能力の格差是正を図る必要があるところから、施策としては「維持」と評価する。</p>		
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施策を構成する事務事業のうち、公共端末設置事業は縮小、パソコン講習会は維持とすべきである。 ○ 公共施設における公共端末の利用状況をみると、その利用状況にばらつきがあり、設置場所などについては考慮する必要がある。 ○ シニアパソコン講習については、パソコンに興味をもつきっかけづくりになり、そこから子どもや若者との会話が増え、情報化社会に飛び込める機会になると考える。基礎を身に付けた人が中・上級へ進むために、市が民間とのパイプ役になればと考える。 ○ パソコン講習会については、必要な人は自分自身で解決しようとするものであり、民間との競合、役割分担を考慮し、行政が過剰にサービスを行う必要はない。 ○ シニアパソコン講習については、その要望の把握が重要である。今年度職員が自前で講習会を開催したとしても人件費はかかっており、それに見合うだけの成果が得られるのか、今後見極めながら対応していく必要がある。 		

施策名	コミュニティ活動施設の整備	所管部課	市民部生活課
施策内容	近隣社会における活動拠点となる施設整備を促進し、地域住民の連帯意識の形成と自治意識の高揚を促進し、暮らしやすい地域社会をつくる。		
評価結果	維 持		
評価内容	<p>地域住民の連帯と自治意識の形成において、コミュニティ活動施設の果たしてきた役割は大きく、暮らしやすい地域社会の形成にも寄与してきた。</p> <p>しかし、旧市内においては、これらの施設が不足しており、整備を求める地域住民の要望が高くなっている。また、コミュニティ活動施設は、世代を超えた交流の場としての意義も有していることを考え合わせると、施策としては「維持」と評価する。</p>		
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設の新築にこだわるのではなく、学校の空き教室や既存施設の活用なども図っていくべきである。 ○ 施設の管理運営について、指定管理者制度を導入することであるが、計画の段階から地域住民を巻き込んで対応してきたことを考慮すれば、施設の管理運営も地域に任せることを前提に考えるべきである。 ○ 地域コミュニティの促進のなかで、世代間交流が図られるよう取り組みをすべきである。 ○ 集会所整備補助金について、地域のコミュニティを図るうえで重要な役割を担っていると考える。その補助のあり方については地域要望なども考慮しながら対応を図る必要がある。 ○ 施設整備にあたっては、合併特例債など、市債（借金）の発行が伴う。その活用にあたっては財政状況を勘案し、計画的に取り組むべきである。 		

施策名	地域における活動の促進	所管部課	健康福祉部児童家庭課
施策内容	<p>児童に集団生活を通して遊びを主とした指導を行い、安全かつ健全な育成を図る。また、保護者に対し仕事と子育ての両立支援を行い、子育て環境の整備を図る。</p>		
評価結果	<p style="text-align: center;">拡 充</p>		
評価内容	<p>少子化が深刻な問題となっている現在、仕事と子育ての両立支援を行い、子育て環境の整備を図ることは重要な施策である。</p> <p>子育て支援サービスの充実や子育てをサポートする仕組みを整備し、日常生活の場、環境を子育てしやすいものに変えていく必要がある。施策としては「拡充」と評価する。</p>		
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童健全育成事業において、対象外となっている小学校4年生以上の児童についても対応する必要があるのではないか。 ○ こどもクラブへの登録数、幼児の児童館、児童センター利用について増加傾向にあり、低年齢児保育等の多様化するニーズに対応するため、延長保育・休日保育などを一層充実させる必要がある。 ○ 待機児童をださないよう、施策の充実が必要である。 ○ こどもクラブの利用については、利用料を徴収しているが、受益者負担や公平性の観点から常に検討を加えていくべきである。 		

施策名	誘客宣伝活動の推進	所管部課	産業振興部観光課
施策内容	様々な情報媒体を活用して全国に情報を発信し、受け入れ体制を整備することで、観光客（教育旅行生を含む。）を誘客する。		
評価結果	維 持		
評価内容	<p>観光産業は、本市産業の中核をなしており、そのための誘客宣伝活動を推進することは重要な取り組みである。</p> <p>最近の観光振興における取り組みは、全国への情報発信やフィルムコミッション事業などとあいまって、かなり充実してきており、施策としては「維持」と評価する。</p>		
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 誘客宣伝活動の推進は、鉄道路線の利用促進などとリンクする部分もあり、誘客を図ることにより、第3セクター鉄道の経営改善に資するということにもつながるところから、施策間の関連性に十分配慮した対応を検討すべきである。 ○ 地域の資源を生かした魅力ある観光地として、もう一度来たいと感じてもらえる地域にしなければならない。そのためにも、フィルムコミッション事業などに多くの市民が参加し、力を合わせていける仕組みを作ることが必要である。 ○ 観光客に対する対応として、街中で観光地の問い合わせにいつでも応えられるようなボランティアがどこにでもいるという仕組みを検討してほしい。 ○ 観光施設への指定管理者制度導入にあたっては、効率性の追求も重要であるが、サービスの提供内容が低下しないようチェックをする必要がある。 ○ 観光物産協会に関する負担金については、事業内容やその事務費についての精査を継続するとともに、観光関係団体の統合再編についても検討が必要である。 ○ 市民が自らの地域に誇りをもち、ボランティアとしての活動やイベントへの参加、観光客への温かいおもてなしなど、様々な形で積極的に参加していける仕組みづくりが必要である。 		

施策名	人と環境にやさしい道づくり	所管部課	建設部道路建設課
施策内容	道路における歩行系ネットワークを構築し、誰もが安全で安心できる快適な歩行空間を提供する。		
評価結果	拡 充		
評価内容	<p>安全で安心して快適に歩ける人にやさしい歩行空間の構築は、高齢化社会の進展やまちなか観光の定着並びに中心市街地の活性化のためにも、重要である。</p> <p>本市には、城下町特有の狭い道路が依然として多く、歩道を確保することは困難な面があると考えられるが、高齢者や障がい者を含めた誰もが歩きやすい歩道の整備は必要である。</p> <p>本施策は、交通バリアフリー基本構想、冬季バリアフリー基本構想、あんしん歩行エリア整備計画に基づく施策である。一定の計画期間の中で、重点的に整備に取り組むべきと判断し、施策として「拡充」と評価する。</p>		
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩道幅員の確保・高い透排水性・潤いを視野に入れた歩道の整備が必要である。 ○ 歩行者の安全確保のため、電線の地下埋設などの検討が必要である。 ○ 整備箇所の優先順位づけや整備内容に、市民ニーズが反映されるような仕組みづくりが必要である。 ○ 旧市内の歩道には、電動車椅子での通行が危険と思える箇所がある。時間をかけずに、重点的に整備を進めるべきである。 ○ 人と環境にやさしい道づくりは、限られた財源の中であっても重点的に事業展開をしなければならない。城下町の宿命と考えずに、一定の期限の中で整備をしていく時期にきている。 ○ 同じ箇所を何回も工事することがないように、中長期の視点をもち、効率的な工事を行うべきである。 		

<p>施策名</p>	<p>身近なスポーツ施設の有効活用</p>	<p>所管部課</p>	<p>教育委員会スポーツ振興室</p>
<p>施策内容</p>	<p>市民のスポーツ・レクリエーション活動や競技スポーツ、各種スポーツイベント等の拠点施設として、さらには市民が自ら主体的に取り組むスポーツ活動を支えるため、身近なスポーツ施設の有効活用を図る。</p>		
<p>評価結果</p>	<p style="text-align: center;">維 持</p>		
<p>評価内容</p>	<p>門田地区にある会津総合運動公園・お城周辺のスポーツ施設などがあり、さらに河東町との合併後、そのスポーツ施設が増える。</p> <p>財政状況が厳しい中、さらに一箕地区にスポーツ施設を整備する必要があるのか、との疑問がある。</p> <p>しかし、ふれあいスポーツ施設は、地区住民にとっての身近なスポーツ施設としての位置付けであり、地区住民の要望や利用状況も高く、その活用により市民のスポーツ・レクリエーション活動の取り組みが促進されると判断し、施策としては「維持」と評価する。</p>		
<p>主な意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身近なスポーツ施設として、小中学校体育施設の開放など、より一層の有効活用を図るべきである。 ○ 市内には大学などの様々なスポーツ施設があり、施設開放に向けて関係機関と協議しながら、有効活用を図るよう取り組むべきである。 ○ 体育施設開放の管理として管理指導員がいるが、小中学校であれば利用者による自主解放を基本とし、管理指導員はプールの監視員など必要最小限とすべきである。 ○ 小中学校体育施設利用者は受益者負担としての利用料はないが、市の体育施設利用者は利用料を負担している。同じ施設利用について受益者負担の格差があることは不公平であり、小中学校体育施設利用についても、受益者負担の導入を検討すべきである。 ○ 施設整備には、多額の市債の発行（借金）を伴うものであり、市債の活用には十分に慎重を期すべきである。 		

事業名	会津若松市地域経済活性化奨励金支給事業	所管部課	産業振興部商工課
事業内容	<p>市内居住を目的として、会津若松市産材その他福島県産材を活用した木造住宅を新築する者を対象に、固定資産税の建物分相当額を3ヶ年・総額50万円を限度に支給することにより、地元経済の活性化につなげる。</p>		
評価結果	<p>B</p>		
評価内容	<p>市の経済政策（景気対策）全体の中で、この事業がどのように位置付けがなされているのか説明をきちんとする必要があるが、地元産材を利用することによる林業従事者や建築業者への経済波及効果、さらには地元商店での購買と経済循環型の事業展開は今までなかったことであり、地域経済活性化のためにも、取り組む価値がある。事業としては、「B」と評価する。</p>		
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ この事業の考え方を他の分野にも応用し、経済循環型の景気活性化策を構築していくよう検討すべきである。 ○ 行政は、住民に対し公平でなければならないが、建築業者や不動産業者にだけメリットがある事業であってはならない。地元産材や福島県産材を使用して住宅を建築したときの建築主に対する補助制度であるが、外材を使用した場合と比較して、建築主に対するメリットがどの程度あるかが課題である。 ○ 税収が苦しいときに、住宅を新築する人とその他の人との税負担の公平性の点から考えて、この事業を実施するに値するだけの経済的効果がどれだけあるかを十分に明確にすべきである。 ○ 家屋の新築のみを対象としているが、地元産材や福島県産材を使用するリフォームなども対象に検討してみるべきである。 ○ 市民にとって理解しづらい事業であると考えるので、実施に当たっては十分な事前のPR等が必要である。 		

5 おわりに

本市における外部評価への取組みは、今年度が初めてであるため、今後の取り組みの参考として、委員会として次のとおり感想及び意見を述べる。

(外部評価制度への感想・意見)

- 財政が厳しい時代であればこそ、知恵を出さなければならない。市民が参加することによって、満足が得られるということもあるので、この外部評価に限らず、様々な機会を捉えて市民参加を促進すべきである。
- 施策一つにしても、恩恵を受けている人とそうでない人がおり、それぞれの立場で様々な意見がある。そうであれば、様々な機会を捉えて様々な立場の意見を求めることも必要である。
- 行政評価の取組みは、最終的に政策の実現をどう図るかだと思うが、現在、財政再建が一番の課題であり、その行財政再建プログラムの一環として行政評価があるものと思っていたので、事前に財政状況の説明があれば、なおよかった。
- 施策から個別の事務事業をみていくと、政策の目標につながってこない面があるように思われ、そういったところが今後の改善点と思う。
- 行政評価の取組みに市民が参加することによって、行政運営のあり方や考え方を実感できるし、それを踏まえたうえで、市民の視点から評価するというのはよい手法である。
- 机上の議論だけでは難しい面があり、実際の現場を見学することがあってもよい。
- 市民がこういう場に参加することは、とても勉強になるし、どこに問題があるかわかってくる。
- 他の自治体では幅広く対象に取り組んでいるところもあるが、時間的にも、労力的にも今回程度が限界ではないかと思う。
- 委員会の開催日程について、一週間に一回のペースでは資料を検証し、考えをまとめる時間が足りなかった。もう少し余裕をもたせたほうがよい。

参 考 资 料

1 会津若松市外部評価委員会委員名簿

役職	氏名	備考
委員長	佐々木 篤信	会津大学教授
副委員長	高橋 真美	市民公募委員
委員	栗城 公三	公認会計士
	小池 達哉	弁護士
	鈴木 理恵	市民公募委員

2 会議経過

会議	開催日	協議内容等
第1回	8月4日	正副委員長選出 平成17年度外部評価の実施について説明 外部評価対象（3件）について事業担当課説明・質疑
第2回	8月12日	第1回外部評価対象（3件）に対する意見交換 外部評価対象（5件）について事業担当課説明・質疑
第3回	8月19日	第2回外部評価対象（5件）に対する意見交換 外部評価制度全般に対する意見交換

会津若松市外部評価委員会開催要綱

(平成17年6月13日決裁)

(開催)

第1条 市が実施する行政評価について、学識経験者等による意見、提案等を取り入れることにより、行政評価の客観性、信頼性等を確保するため、会津若松市外部評価委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(構成)

第2条 委員会は、次に掲げる委員5人で構成する。

- (1) 学識経験者 3人
- (2) 公募による市民 2人

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、出席者の互選により定める。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第4条 委員会は、評価対象施策等について評価し、市長に報告するものとする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見等を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。